

掛川家文書解題

伝 来

本史料は、祭魚洞文庫旧蔵水産史料（第八集所収）などと共に、故渋沢敬三氏がアチックミュージアムの事業として収集されたものを、当館が引継いだものの一つである。旧蔵者が本史料を入手した事情については、原蔵者たる掛川家の当主掛川善次氏が病臥中のためもあって明らかにできなかった。

永井太田村と掛川家

永井太田村は、高崎線熊谷駅の北西約一〇キロ、埼玉県の北端部に当り、利根川の南岸に位置する農村である。現在は大里郡妻沼町大字永井太田となっているが、もとは武蔵国幡羅（旛羅）郡忍領に属し、天正以来徳川氏の所領であったが、寛永一三年（一六三六）以降概ね旗本三人の知行所であった。すなわち、同年まず松崎善右衛門吉久に五百石を給され、翌一四年に三枝清右衛門吉勝、次いで一五年には伊奈五左衛門忠雪にそれぞれ分知された。三人中の伊奈忠雪は、本文中にも多くの関係史料を見る「備前堀」の開鑿者として知られた伊奈備前守忠次の五男であるが、その子忠直の嗣子忠有が早世したため、延宝四年（一六七六）忠直の死と共に家は断絶し、四年後の延宝八年（一六八〇）長山弥三郎直利が伊奈氏の跡をついで地頭となり、以後松崎・三枝・長山三家の相給のまま明治維新に及んだ。明治元年（一八六八）一月、山田一太夫の支配所となり、翌二年二月岩鼻県の所管に移り、同四年一〇月に群馬県に編入された後、熊谷県を経て、同一〇年一月に現在の埼玉県管下となった。これより先、大小区制の施行に当って永井太田村は南第八大区五小区に属した。その後、明治二九年に幡羅郡が榛沢・男衾両郡と合併して大里郡となるに及んで同郡に移行し、昭和三〇年（一九五五）の町村合併により、妻沼町に編入されて現在に至っている。

村名の永井太田は、また長井太田とも記し、或は単に太田村と称したこともあって一定しないが、文政末年以後は概ね太田村を用いていたようである。ところが、明治二年（一八六九）岩鼻県の管轄となった際、他の同名村と区別する必要を生じ、永井太田村を正式村名に採用するに至り、当館もこれに従って文書名を定めた。

永井太田村の初期の村高は不明である。「新編武蔵風土記稿」幡羅郡卷三によれば、慶安三年（一六五〇）に地頭検地が行なわれているが、本文中にその資料は見出せない。維新後の上知の際の書上には、村高一、四一二石八升七合、反別は田五三町三反一二歩に対し、畑一三〇町三畝二五歩となっている。右村高の中、松崎・三枝両氏が各五〇〇石、残りの四一二石余が長山氏の知行分であった。このうち長山氏のみは他に知行を有し、元禄一三年（一七〇〇）の加増以後武蔵・上野両国において総計一、三五〇石を領していた。

地頭松崎氏は三河以来の譜代の旗本で、善右衛門吉久の代に采地五百石を給され、以後明治維新まで変るところがなかった。代々御書院番、御小姓組などに配されることが多く、幕末の満太郎純儉（柳浪）は幕儒として名があった。松崎家所蔵文書及び「寛政重修諸家譜」と本文書の記事によって分明する略系譜を示せば次のようである。（カッコ内は地頭の現職であった期間を示す）

善右衛門吉久（寛永一三）——惣左衛門是純（寛文二）——善兵衛良時（宝永五）——善五郎良純（寛延二）——喜三郎純房（宝曆九）——惣左衛門明純（明和三）
（文政三）——善右衛門純庸（文政五）——満太郎純儉（天保十一）——幸三郎純温（安政元）——礼次郎純佑（文久元）——純男——純一（当主）

なお、是純の弟に九兵衛正永があり、その子が小左衛門であるが、二代後の善四郎頼房（良純次男）の時、故あって断絶した。

掛川家は、永井太田村三給のうち、松崎氏知行所の組名主を世襲した。松崎氏の組名は、三枝分の北組、長山分の西組に対して、中組と称していた。掛川家の家系や由緒、資産等を明確に示す記録はないが、本文中に散見する史料によれば、近世初期には既にこの地において営農していたらしい。寛文末年に確認される七郎兵衛以前の名前などは不明であるが、七郎兵衛以後の名主名とその在任期間はほぼ次のようである。

七郎兵衛（元禄一六）

喜兵衛（元禄一三—享保一〇）

又 市（享保一〇—宝曆二）

忠 蔵 (宝曆三―明和四)

又 市 (明和四―文化二)

茂 八 (文化四―文政一)

徳二郎 (嘉永元―文久二)

豊三郎 (文久三―元治元)

茂八郎 (慶応元―明治五)

右のうち、前後の在任期間の重複するものは、あるいは後者が名主仮役であり、あるいは前者が後見役として残っていたものと考えられる。また、忠蔵・茂八のところで新旧名主の間に断続期間があるのは、この交代時期の確認史料がないためで、実際には断続はなかったとみられる。但し、文政末から嘉永に至る十数年間の掛川家は名主役を勤めていない。すなわち、文政一年(一八二八)に茂八は名主上席割元役を仰付けられた。これは次期名主役の徳二郎が若年(文政二年生まれであったこと)に因るであろうが、何か他にも事情があったらしいことは、翌二一年に徳二郎が名主仮役に立てられながら、地頭との交渉文書がこの期間だけ欠損していることから知られるし、同時に割元役なるものの特異性がうかがえる。その徳二郎は天保六年(一八三五)まで名主仮役であったとする記録もあるが、嘉永元年(一八四八)以前のこととは確認できないばかりでなく、平吉・平三郎など別の名主代の名前も発見される。徳二郎の次の豊三郎・茂八郎は、明治五年頃に豊沢と改名した徳二郎の掣養子の前名と考えられる。掛川豊沢は明治六年から同一七年まで戸長を勤めている。豊沢には嫡子吉郎(明治二四年頃決と改名)と分家した甚太郎のほかに五人の子女があるが詳細は明らかでない。決には五男があったが、当主善市氏の外は既に物故している。次に同家の苗字については、文政一年の史料に「掛川茂八家之儀は、前々々苗字御免ニ而数代名主役相勤め来り」とあるが、苗字御免に関する史料は残っていない。現存文書では喜兵衛の代に懸川と署名したものが最も古く、安永頃から苗字の使用が目立ち始めている。掛川家の持高を示す史料も残っていないが、利根川を越えた上野国新田郡岩松村(現尾島町)などに多少の土地も持っていたらしく、明治時代になってからは質屋を営業している。なお、併載した下奈良村吉田家文書の吉田市右衛門に関係ある文書が本史料中にも数点見出される。

文書の概要と分類

本文書は総数約二、八〇〇点で、目録作成に当っては、内容事項による分類法によって整理した。以下、分類の各項に従って、その主要な点

を説明する。

支配の項には、主として地頭松崎氏に直接関係ある文書を集めた。松崎氏が幕府側へ書上げた文書などは、本来掛川家とは直接関係のないものであるが、地頭の性格を知る上に役立つと思つてこの項に収めた。地頭へ納める年貢・先納金・御用金・才覚金などは、実際計理の上でも複雑であったように、文書の上からは類別しかねるものが少なくない。史料取扱上の便宜から項目を別にしたが、利用に当っては相互に参照していただきたい。貢租の項目における関連史料についても同様である。書状の中には公用状のほか私書状を含むが、名主と地頭用人との間で交換される書状などには、公私両様に互るものがあり、これら分類の困難なものは、差出人と宛名人による一括整理に従つた。松崎家の用人である古橋金助・大嶋伝右衛門・藤郷寛左衛門らの書状で、年代不明なものは他の史料によつてこれを年代順に配列した。なお、明治以後の布達と、幕府の御鷹場関係の史料は、便宜上この項に加えた。

土地以下の項目では、内容的に類似の性格を有するものは、江戸時代の史料と明治以後の名主・戸長時代の史料とを同一項目に収めたものが多い。同一項目の中でも内容を異にする史料は、○印を入れて両者を区別した。土地の項では、土地売買関係の文書を一括してここに収めた。文書形式の上では私文書であっても、内容は公的性格を有するものがあつて、両者の区別が困難なための便宜的措置である。

貢租の項では、田畑の各地位別の平均収納高を示した年貢割付状（取付状）が、一般の形式と異なっている点に注意されたい。年貢徴収額は、寛文―元禄期で米一五七石永七七貫文、享保―宝暦期は米一二〇石永七五貫文、天明から化政期へかけては米一〇五石永六八貫文、幕末には米一一〇石永六八貫文となっている。また地租改正関係史料の中には、本来土地の項へ分出すべきものもあるが、数量が少ないので一括して貢租の項へ収めた。

村況・村政・村入用に関する史料は「村」の中で分類したが、村入用の項は、江戸時代と明治時代の文書をはっきり区分できなかったため、分類上ある程度の不統一をまぬがれなかった。地頭の御用金・才覚金など納入のための村請借金証文は、それぞれの項目に分出したが、証文面に借

用目的を欠いているものは村借として村入用の項に収めた。

用水・普請は殆んどが備前堀用水に関する史料である。備前堀は、利根川南岸一帯の灌漑用水路として、慶長年間に伊奈備前守忠次によって開鑿された山王堂から八ッ口辺まで約二二キロに及ぶ用水堀である。備前堀が途中小山川という自然河川を利用していることや、また利根川の流路変更などによって、実際の取入口としての仁手堰や矢島堰が重視されるようになる。備前堀用水の水利に関しては、その恩恵を蒙る地域が広大なために、利害関係が複雑に作用し、永井太田村に限ってみても数種の用水組合が成立していたほどである。その中には、一回の用水普請のために臨時に結成された組合もあり、同じ名称の組合でも構成の必ずしも一致しない例もある。普請入用の項を特に細分することなく年代順に配列したのは、右の理由による。項目の「捲畑」は、利根川堤を利用して種子蒔場にしようとするもので、実施後間もなく取払われている。

交通・運輸の項では、地頭への所用に関するものは飛脚の項に入れ、荷物の輸送に関するものは荷物積送の項にまとめた。関連史料である地頭側からの荷物請取状も便宜上この項に入れた。

このほかの諸項目については、特に説明を加える必要を認めないので敢えて省略する。

吉田家文書解題

本文書は当館が三井高遂氏から購入したもので、「志んまちみつ井け」という三井高堅氏（高遂氏殿父）の蔵書印がある。内容は武蔵国幡羅郡下奈良村吉田市右衛門家の文書の一部である。本文書の内容は、居住地である下奈良村の本家に宛てた江戸日本橋亀嶋町所在の吉田久兵衛名義

の吉田会所の報告と、それに関連したものが大部分をしめる。旧蔵者が本文書を手した事情は明らかでないが、後述する江戸における吉田家の持地・持家が三井家所持地と隣り合っている事実を指摘するにとどめる。

下奈良村は慶長一二年伊奈備前守の検地を請けたが、文政五年現在の村高一、二六六石四斗二升五合は七給に分かれ、吉田市右衛門は植村八郎右衛門知行所（領高八五石一斗七升九勺、反別二〇町三畝一步）の組名主であった。「新編武蔵風土記稿」幡羅郡卷四に「褒善者吉田市右衛門」として次の記事がある。

植村八郎右衛門知行所ノ名主ニテ、公ヨリ苗字ヲ名乗り帯刀ヲモ御免アリシ者ナリ、（略）祖父市右衛門ハ幼名市十郎ト称シ、郡中四方寺村名主六左衛門カ弟ナリ、享保十一年（略）当村ニテ段別四丁四段ヲ与ヘ分家セラレシヨリ、専ラ農業ニ力ヲ用ヒ、余力アレハ熊谷宿ニ出テ白木綿ヲ売買シ、（略）後ハ人ノ典物ヲ預リ、或ハ金ヲ貸テ息子ヲ収メ、竟ニ富ヲナシ、宝曆年中ヨリ名主役トナリシカ、年老テ明和年中隠居シ加藤ト称シ、男久弥ニ家業ヲ譲テ市右衛門ト改名セシム、是今ノ市右衛門カ父ナリ、然ニ安永五年家本（略）酒造株ノ内（略）ヲ譲ラレ、（略）享和三年久保嶋村ノ民三右衛門ト云者ノ酒造株ヲモ買得（略）後寛政二年御試閑東上酒造方ヲ命セラレテ、酒造定行司役トナル、ヨリテ願上テ御買上酒ノ外御初穂酒ト号シ年々青樽ヲ奉リシニ、享和三年（略）初穂酒上納ヲ止メラレシカハ文化元年願上テ（略）冥加酒ヲ献セシニ、（略）白銀若干ヲサスケラレシトナリ、（略）天明三年信州浅間山焼ノ為ニ近郷ノ民推ナヘテ困窮ニ及ヒ、中山道熊谷宿定助郷夫役ノ（略）加助役（略）ニ当ラレテ村民窮スニ、（略）二代目市右衛門（略）金百五十兩ヲ上納シ通貸シテ息子ヲモテ熊谷駅ニ賜リ当村永久役ニ与ルコトナカラント願ヒ（略）其願ニ任セララル、其後寛政元年利根川通御普請所組合四十七ヶ村ノ民庸役ニ苦ムヲ以テ、再ヒ金五百兩ヲ上納シ、是モ其息子ヲ賜ハリテ年々ノ費用ニ充ント請フ、（略）願ノマ、ニ免サル、（略）其年苗字ヲ称スルコトヲ御免アリ、又同年荒川通り奈良堰助成ノ為トシテ金三百兩ヲ上納シ、是モ御貸附ノ上其利金ヲ以テ普請ノ費用ニ充タキ由願ヒ（略）望ニ任セラレ（略）其身一代帯刀ノ免許、（略）加藤ニモ別ニ白銀五枚ヲ賜ヒテ褒賞セララル、（略）文化十年ニ及ヒ熊ヶ谷宿助郷ノ村々猶モ役ニ苦ミ困窮セルヲナケキ、親助左衛門（二代目市右衛門隠居後助左衛門ト云）カ代ヨリ積置シ金千五百兩ヲ上納シ、前ノ例ヲ以テ願上（略）貧民ノ苦ヲ救ハント請フ、同年八月十九日柳生主膳正其願ヲ免シ（略）一代帯刀ヲ御免アリ、

(略) 文政元年郡中日向村四方寺村及当村ノ三村困弊ノ民多カリケレハ、金千両ヲ上納シテ是モ其利金ヲ賜リテ扶助金ニ充ント請フ(略) 免サレズ、則件ノ千両ヲ以私ニ江戸町内ニテ家賃ヲトリ、年々五分ノ息利ヲ得テ窮民ヲ扶助スル事夥シ、又同九年忍領組合自普請所荒川分水玉堰大麻生堰諸入費助成ノ為ニ金六百両ヲ上納シ、先例ヲ以テ利金ヲ年々組合ノ村々ニ配分シ、又同十一年郡中江波村ノ名主伊三郎(略) 埼玉郡羽生町場村ノ名主弥右衛門(略)ト戮力シテ、備前堀塚樋井川除普請助成ノ為ニ金五百両ヲ上納シ(略) 其利金ヲ永久修理ノ費ニ充タリ、此余天明三年浅間山焼ノ時窮民ニ食ヲ施シ、及利根川通四十七村組合堤川除自普請所助成ノ為(略) 元金二百両ヲ出シテ、其利金ヲ費用ニ施シ、又己カ家本四方寺村六左衛門カ家衰微セシカハ再興セシメン為ニトテ金五百両ヲ相続金ト号シテ是ヲ出シ(略) 又寛政以来冥加酒上納ノ度毎ニ賜ハル処ノ白銀ヲ積テ、近郷貧民ノ子ヲ學スルニ堪サルモノニ与ヘ、及村内捨子或ハ老病等ニテヨルヘナキ輩ニ(略) 施シ、(略) 又己カ手限ヲ以テ熊谷石橋新堀大橋ナト(略) 数所ヲ營造シ、総テ村内ノ助ト成ヘキ事ハ小大トナク其資ヲ厭ハズ速ニ是ヲ行フ、(略) 実ニ希世ノ美事ナリ、(下略) (句点引用者)

なお初代市右衛門以下の系図は次のようである。

宗以(市右衛門) — 宗敬(伊左衛門 文化一〇歿) — 宗敏(市左衛門 弘化元歿) — 宗親 — 宗載

本文書のうちの文政八年「証文控」の事例から見ると、下奈良村で田畑質地、山・畑買、小作、村方并個人宛貸金、領主才覚金、米・大豆売買等を行っていたようであるが、詳細は明らかでない。この外、吉田家については「埼玉県史」第六巻にも記載がある。

本文書は総数一三三点で分量が少ないために、分類は便宜に江戸、下奈良村、其他と大別した。

江戸の項には安針町、通油町、馬喰町にあった持家関係の沽券留、地代・店賃の勘定帳、及びこれに関連する天保改革関係の法令と書上がある。次に湯株・髪結床株等の勘定、出入関係、その他火災による家屋の普請関係史料等も見られる。

下奈良村の項には同村と吉田家に関係あるもののみにとどめた。公的なものとしては先ず熊谷定助郷、玉井・大麻生堰、仁手・矢嶋堰、利根

川通田堤の助成御貸附の関係史料がある。これと吉田家の関係は前記「武蔵風土記稿」に見た通りである。他の「武蔵国幡羅郡地誌調書上」は「武蔵風土記稿」のための調査関係史料である。吉田家の家系・資産・経営等に関しては余りまとまったものは見当たらない。

其他の項は前二者の分類からはずれたものである。その大部分は「断範」として一冊に綴ってあるが、下奈良村の本家に送ったものか、江戸で参考として取扱ったかは不明である。

祭魚洞文庫旧蔵史料解題

本史料は、前掲の掛川家文書などと共に、日本常民文化研究所から引継いだ史料のうち、先に当館が所蔵史料目録第八集に収録した祭魚洞文庫旧蔵水産史料から除外した史料を集めたものである。旧蔵者の収集の方法も、当館における整理の方針も、第八集収録の水産史料と全く同じである。従って、利用者は第八集解説をもご参照願いたい。

本史料は総数約一、五〇〇点で、史料の原作成地は北海道から広島県まで、全国二四都道府県に互っている。しかも、収集の意図が明らかでなく、旧蔵者の整理や引継による混乱も加わって、旧型の再現は不可能なため、第八集と同様に便宜上、作成地による地域別配列に従った。この際、原作成地の確認にはできるだけ努力したが、村名もない書付などで作成地推定の困難なものもあり、この中には史料としての利用価値の低いものもあるが、それらを所屬地不明分として後尾に附し、年代順に配列した。また、著作物などで出版地に編入することに疑義のあるものは、雑として末尾にまとめた。

しかし、本目録を通覧すれば明白なように、次の八件のやや纏った史料が中心となって全体の九割近くを占めている。残りの多くは、商業・

民俗関係の史料であるが、ほとんど断片的なものである。比較的まとまっている八件について次に略記する。

米沢藩紙蠟御蔵史料・相模国足柄上郡柳川村熊沢家文書・越後国東蒲原郡野中村文書は、何れも漆蠟関係の史料である。

出羽国村山郡小関村文書は、寛保以後明治に至る宗門改帳を主体とするもので、所蔵史料目録第九集に関連史料として付載したことがある。南会津宮沢村河原田家文書は、明治時代の農政家河原田盛美の家に伝わった史料である。内容は盛美の父弥七(後に盛一)の名主役当時のものが多く、また弥七は朴木村・多々石村など近村の名主をも兼帯しており、群馬県境の桧枝岐村に関する史料も数点混入している。第八集に収録した盛美の著作物なども参照されたい。

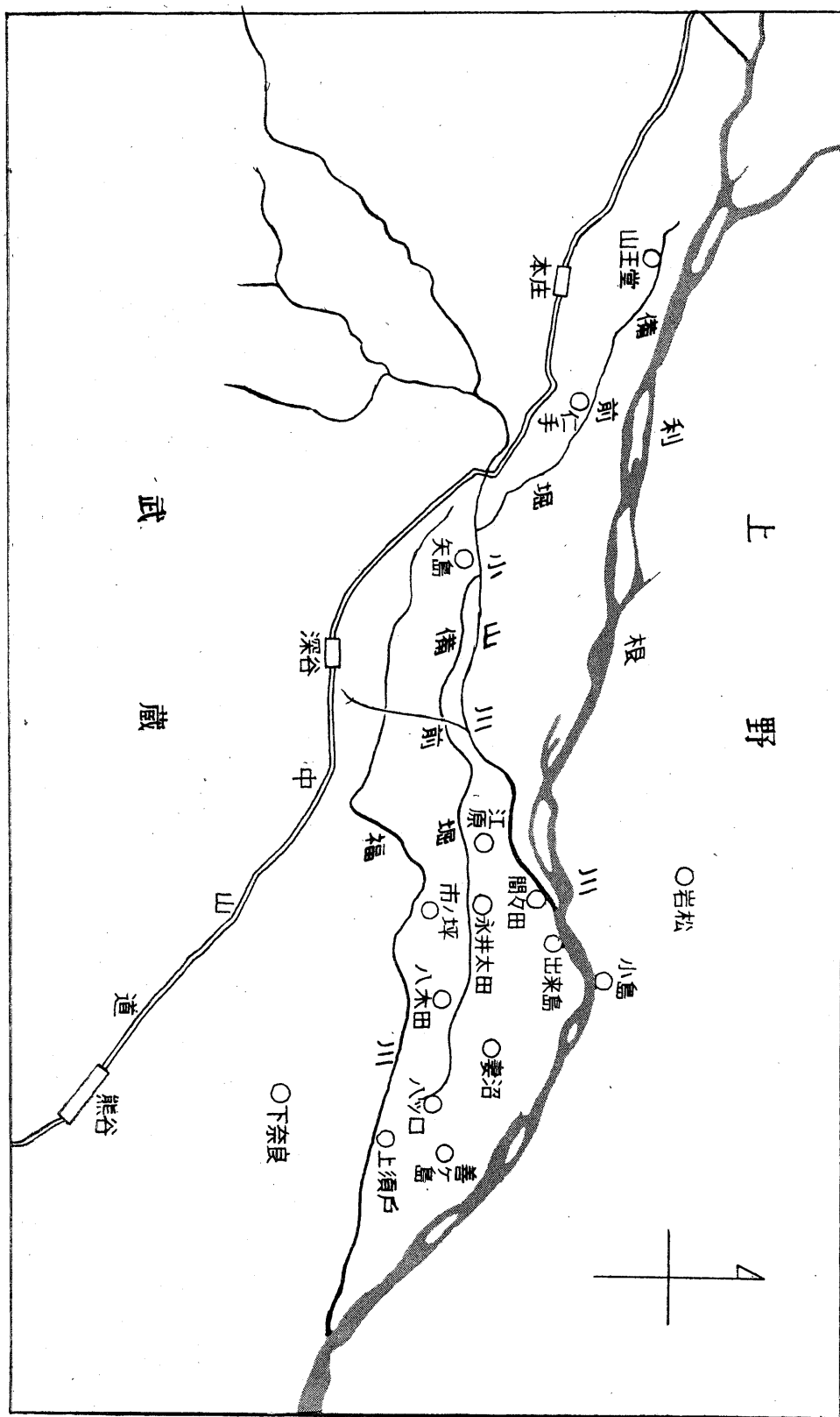
武蔵国入間郡大塚村宇佐美家文書は、同村の村役人を勤めた同家の幕末期の史料であって、本史料中で量的に最も多い文書である。同村(現坂戸町)の支配は代官と旗本との交替・交錯が激しく、南関東の天領の一典型を示すものである。文書の内容は農村文書として一般的なもの目立った特色はない。

相模国大住郡羽根村今井家文書は、天正一九年以来の年貢割付状及び請取手形八十通余を中心とする史料である。近世初頭以来の割付状が、断続的ながらも幕末期まで存するのは比較的珍しいといえよう。なお、同村は元禄一二年にそれまでの代官領を改めて、米倉氏の所領とされ、以後明治まで変らなかつた。

山城国相楽郡上粕村浅田家文書については、同家が藤堂藩の相楽郡内の領地(同藩の同郡内における一六村の内八村だけ確認できる)の差配人的な立場にあつたらしいことが窺えるが、役名や動向の内容を明らかにする史料はない。なお、この文書の一部は東京大学経済学部研究室に所蔵されている。

「労働図解(民家検労働図 能美郡労働図解)」は国書総目録では祭魚洞所収になつているが祭魚洞水産史料(目録8集 p11)にあり」

掛川家文書及吉田家文書関係略図



941

昭和三十九年三月二十一日 印刷
昭和三十九年三月二十六日 発行

編輯者 東京都品川区豊町一丁目一三三八
発行者 史料館

印刷者 東京都港区赤坂葵町二
大蔵省印刷局